

会 議 録

会議名 (審議会等名)		令和3年度 第1回大野中地区まちづくり会議(全体会)				
事務局 (担当課)		大野中まちづくりセンター 電話042-741-6695(直通)				
開催日時		令和3年4月8日(木) 午後7時00分~午後8時45分				
開催場所		大野中公民館1階 大会議室				
出席者	委員	19人(別紙のとおり)				
	その他	2人				
	事務局	2人				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	3人
公開不可・一部不可の場合は、その理由						
会議次第		1 開会 2 会長あいさつ 3 南区長あいさつ 4 議 題 (1) 地域活性化事業交付金について (2) 大野中地区まちづくり会議会則の一部改正について (3) グループ討議 5 その他 (1) 各団体の情報提供・情報交換について (2) 今後の日程について 6 閉会あいさつ				

審 議 経 過

主な内容は次のとおり。(〃 は委員の発言、 〃 は事務局の発言)

1 開会

2 会長あいさつ

3 南区長あいさつ

4 議 題

(1) 地域活性化事業交付金について

事務局から、資料に沿って地域活性化事業交付金の制度について説明した。

交付金の活用を希望する団体があれば、随時、事務局までご連絡いただきたい。

《主な意見・質疑等》

○特になし。

(2) 大野中地区まちづくり会議会則の一部改正について

事務局から、資料に沿って会則の一部改正について説明した。

改正箇所は2箇所、南区内他地区のまちづくり会議の会則と整合を図るため、第3条に「(7) その他会議の目的達成に必要と認められる事項」を追加するものと、団体名の錯誤により、別表(第4条関係)について、「相模原市消防団南方面隊第3分団 代表」と修正するもの。

《主な意見・質疑等》

○特になし。

《結果》

原案のとおり承認された。

(3) グループ討議

課題事項『旧東清掃事業所跡地などの活用及び道路網の整備について』について、A・B・Cグループに分かれて、グループ討議を行い、各グループから以下のとおり発表が行われた。

【Aグループ】

< 旧東清掃事業所跡地などの活用 >

- ・ 土壌調査等のこれまでの結果と、今後の調査計画等があれば示して欲しい。
- ・ 防災拠点にも使える芝生の多目的広場にしてはどうか。

< 道路網の整備 >

- ・道路は間口が広い問題であり、具体的な場所をどの様にしたらという提案はここでは難しいが、生活の観点から感心が高いのは、歩道の整備を進めて欲しい、道路整備計画を知りたい、ということであった。

【Bグループ】

<旧東清掃事業所跡地などの活用>

- ・公園を兼ねて、大勢の方が使える芝生の多目的広場がよいのではないかと。また、防災備蓄倉庫等を設置して、防災の避難所としても活用できればよい。

<道路網の整備>

- ・道路や歩道の幅を広げられないのであれば、信号を増やしたり、車の速度を遅くさせる工夫はできないか。
- ・歩道に自転車が行き来しているのを何とかできないか。

【Cグループ】

<旧東清掃事業所跡地などの活用>

- ・跡地利用について、市の意向を知りたい。
- ・事業所の解体、土壌調査についての計画・状況を知りたい。
- ・建物の解体・土壌整備をした上で、災害時の避難場所や運動等にも使える芝生の多目的広場として活用してはどうか。

<道路網の整備>

- ・市の道路整備計画や進捗状況を知りたい。
- ・毎年、まちづくり会議で大野中地区の道路整備計画を逐次報告して欲しい。

《結果》

今後、役員会で各グループの協議内容を整理し、次回の全体会で報告することとなった。

5 その他

(1) 各団体の情報提供・情報交換について

事務局から、各団体において、情報提供等あれば、別紙1「まちづくり会議 情報提供（協力依頼）シート」を事務局に提出するよう説明があった。なお、今回は各団体から情報提供等はなかった。

《主な意見・質疑等》

○特になし

(2) 今後の日程について

事務局から次のとおり周知した。

- ・ 第 2 回大野中地区まちづくり会議 (全体会)

令和 3 年 7 月 1 日 (木) 午後 7 時 ~ (会場 : 大野中公民館 大会議室)

《 主な意見・質疑等 》

○ 特になし

6 閉会あいさつ (新國副会長)

以 上

大野中地区まちづくり会議委員名簿

（まちづくり会議委員の役職：会長、副会長）

No	推薦団体名	役職等	氏名	備考
1	大野中地区自治会連合会	会長	森 逸雄	出席
2	大野中地区社会福祉協議会	会長	新國 満	出席
3	大野中公民館	館長	大久保 宗俊	出席
4	大野中地区商店会	代表	田村 小次郎	出席
5	大野中地区民生委員児童委員協議会	会長	堤 道子	出席
6	大野中地区老人クラブ連合会	会長	臼倉 昭夫	欠席
7	大野中地区自治会連合会	副会長	細谷 剛	出席
8	大野中地区自治会連合会	副会長	川島 光子	出席
9	大野中地区自治会連合会	副会長	大浦 一人司	出席
10	大沼公民館	館長	山梨 薫	出席
11	大野台公民館	館長	高安 祥介	出席
12	大野中地区子ども会育成連絡協議会	代表	大谷 喜一郎	出席
13	大野中地区青少年指導委員	代表	新山 静江	出席
14	大野中地区スポーツ推進委員	代表	高田 祥次	欠席
15	大野中地区小学校PTA	代表	佐藤 洋栄	出席
16	大野中地区中学校PTA	代表	岡 美樹	出席
17	大野中地区健康づくり普及員	代表	岡田 美智子	出席
18	大野中地区ボランティアグループ	代表	山下 巖	欠席
19	大野中地区防犯協会	代表	成嶋 淳介	欠席
20	大野中地区交通安全母の会	代表	細金 昭子	出席
21	大野中地区連合自主防災隊	代表	稲毛 一利	出席
22	相模原市消防団南方面隊第3分団	代表	義澤 彰	出席
23	大野中地区企業（大野台事業所協議会）	代表	喜村 卓也	欠席
24	大野中地区地域包括支援センター	代表	家田 未来子	出席

令和3年度 第1回大野中地区まちづくり会議（全体会）次第

日時：令和3年4月8日（木）午後7時

場所：大野中公民館 大会議室

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 南区長あいさつ

4. 議題

(1) 地域活性化事業交付金について……………【1頁】

(2) 大野中地区まちづくり会議会則の一部改正について……………【7頁】

(3) グループ討議……………【10頁】

5. その他

(1) 各団体の情報提供・情報交換について……………【別紙1】
まちづくり会議では、各団体の実施事業や取組みなどについて、
ご紹介や協力依頼等の情報提供を随時お待ちしております。

(2) 今後の日程について

○第2回大野中地区まちづくり会議（全体会）

令和3年7月1日（木）午後7時から 大野中公民館 大会議室

6. 閉会あいさつ

以 上

相模原市地域活性化事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、幅広い層の市民の参加及び協働による地域の活性化を目指し、市民が自主的な課題解決に取り組む事業に対して交付する地域活性化事業交付金(以下、「交付金」という。)の交付について、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則(昭和45年相模原市規則第23号。以下、「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 交付金は、原則として別表第1に掲げる事業で、かつ、相模原市まちづくり区域に関する規則(平成22年相模原市規則第12号)に定める区域(以下、「地区」という。)を単位に実施される各地区の活性化に資すると認められる事業に対して交付する。

2 前項に規定する事業のうち、次に掲げる視点を持つものについては、優先的な対象事業として取り扱う。

- (1) 自治会への加入促進
- (2) 地域における公共的な活動の担い手育成
- (3) 公共的な活動への参加者増加
- (4) 地域の公共的な活動団体間の連携強化
- (5) まちづくり会議が提示した地域課題の解決

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、交付対象としない。

- (1) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とする事業
- (2) 交付申請を行う年度において、相模原市が実施する他の補助制度等の対象となる事業
- (3) 政策提案又は講座等の開催を主たる目的とする事業
- (4) 調査、研究を主たる目的とする事業。ただし、地域の活性化に資する事業に繋がる計画があるものを除く。
- (5) 第三者への事業促進を求める事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が適当でないとする事業

(対象団体)

第3条 交付金の交付を受けることができるものは、交付金の趣旨に合致する事業を行う5人以上の構成員で組織される団体とする。ただし、区長が必要と認める

場合には、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、交付金の交付を受けることができない。

(1) 相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団

(2) 法人のうち、代表者又は役員のうち条例第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)に該当する者があるもの

(3) 法人格を持たない団体のうち、代表者が暴力団員に該当するもの

3 区長は、必要に応じ、申請者又は第8条の規定により補助金の交付の決定を受けたものが前項各号のいずれかに該当するか否かについて、神奈川県警察本部に対して確認を行うことができる。この場合において、市民等からの通報及び公にされている個人情報を除き、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部に提供するときは、本人の同意を得なければならない。

(対象経費)

第4条 交付金の対象となる経費は、別表第2に掲げる経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、交付対象としない。

(1) 用地取得費

(2) 前号に掲げるもののほか、区長が適当でないと認める経費

(交付年限)

第5条 同一の事業に継続して交付する場合は、3年を限度とする。

(交付金額等)

第6条 交付金の交付及びその金額は、交付対象となる事業毎に、予算の範囲内でこれを決定し交付する。

2 前条第1項に規定する交付金の交付率は、交付対象経費の10分の10以内とする。ただし、事業の遂行上必要な物品その他の財産であって金額が1万円以上のものの交付率については、3分の2以内とする。

3 前項の規定により算出した交付金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 交付金の交付を受けようとする者は、地域活性化事業交付金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

(1) 地域活性化事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 補助金概要調書

(4) 団体概要調書

(決定及び通知)

第 8 条 区長は、前条の申請があったときは、当該申請にかかる地区のまちづくり会議の意見を聴くものとする。ただし、緊急の場合及びやむを得ない事情等があると区長が認める場合は、この限りでない。

2 区長は、前項の規定によるまちづくり会議の意見を踏まえ、別に定める基準に基づき審査を行い、交付金の交付の決定をしたときは、地域活性化事業交付金交付決定通知書(第 2 号様式)により、不交付の決定をしたときは、地域活性化事業交付金不交付決定通知書(第 3 号様式)により、申請者に通知するものとする。

(計画変更)

第 9 条 交付決定を受けた者(以下、「交付対象者」という。)が、交付対象事業の計画変更(廃止及び中止を含む。)をする場合は、遅滞なく地域活性化事業交付金変更承認申請書(第 4 号様式。以下、「計画変更承認申請書」という。)を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の計画変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、変更を承認するときは、地域活性化事業交付金変更承認決定通知書(第 5 号様式)により、承認しないときは、その旨を交付対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第 10 条 交付対象者は、事業の終了後速やかに地域活性化事業交付金実績報告書(第 6 号様式)を提出しなければならない。

(交付額の確定)

第 11 条 区長は、前条の地域活性化事業交付金実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適正と認めるときは、速やかに交付金の額を決定するものとする。

(交付金の交付)

第 12 条 交付金は、前条の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

2 交付対象者は、前項の規定により交付金の支払を受けようとするときは、地域活性化事業交付金交付請求書(概算払用)(第7号様式)又は地域活性化事業交付金交付請求書(第7号の2様式)を区長に提出しなければならない。

3 交付対象者が第1項の概算払により、交付金の交付を受けた場合には、事業完了後に、地域活性化事業交付金精算書(第8号様式)を提出しなければならない。
(財産の管理及び処分)

第13条 交付対象者は、当該交付事業が完了した後も、交付事業により取得した備品等(以下、「財産」という。)を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、交付の目的に従って、その効果的な運用を図らなければならない。

2 規則第23条第2号に規定する区長が指定するものは、取得金額が10万円以上の財産とする。

3 規則第23条ただし書に規定する区長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている期間とする。

4 区長は、交付対象者が規則第23条に違反したときは、交付対象者に対して、当該違反に係る財産の返還を求めることができる。

(事業報告)

第14条 交付対象者は、事業の成果等を広く市民に周知するため、区長から求めがあったときは、区長が開催する報告会において、事業成果の報告を行うものとする。

(事業評価)

第15条 区長は、事業の終了後、別に定める基準に基づき評価を行うものとする。

(要綱の見直し)

第16条 この要綱は、社会情勢、市の財政状況及び事業の実施状況等を鑑み、3年ごとに見直すものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年度分の交付金の精算から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日から令和 4 年 3 月 31 日までの間においては、改正前の第 5 条第 2 項及び第 6 条第 3 項に規定する交付金の交付年限の特例に係る規定は、なお効力を有する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 2 条関係)

交付対象事業	
1	地域の防災・防犯に関する事業
2	地域の保健・健康づくりの増進に関する事業
3	地域福祉の増進に関する事業
4	産業や観光の振興に関する事業
5	環境の保護・保全に関する事業
6	青少年の健全育成に関する事業
7	地域の文化・伝統の振興に関する事業
8	生涯学習に関する事業
9	地域及び地域活動の情報発信及び広報に関する事業
10	区が推進する重点事業
11	その他地域のコミュニティづくりを目的とし、区長が特に認める事業

別表第 2 (第 4 条関係)

交付対象経費	
1	事業に要する消耗品費、郵便代等の通信費、印刷製本費等
2	事業を行う上で必要な食糧費(交付対象者の構成員に対するものを除く。)、備品購入費、施設使用料、備品借上料等
3	事業を行う上で必要な施設等の光熱水費等
4	事業を行う上で必要な委託費等
5	イベント等の開催時に掛ける保険料、警備費等
6	講演会等の講師に対する報償費
7	研修会の旅費等、研修に要する経費(交付対象者の構成員個人の資質向上に対するものを除く。)
8	その他事業遂行に必要な経費であって区長が必要と認めるもの

大野中地区まちづくり会議 会則 一部改正（案）

（名称）

第1条 本会議は、名称を大野中地区まちづくり会議（以下、「まちづくり会議」という。）という。

（目的）

第2条 まちづくり会議は、大野中地区のまちづくりについて地域活動団体が自主的に話し合い、地域課題の解決に向けた活動を協働して進めることを目的とする。

（役割）

第3条 まちづくり会議は、以下の役割をもつ。

- （1）地域活動団体間の情報交換、情報共有
- （2）地域活動団体間の事業実施や課題の総合調整
- （3）行政施策や行政依頼業務に関する意見や要望のとりまとめ
- （4）地域内の住民の意向把握や活動への新たな参加者増加の対策検討
- （5）構成団体等の協働による地域課題解決に資する事業実施の調整
- （6）区民会議と協働したまちづくりの推進

（7）**その他会議の目的達成に必要と認められる事項**

（まちづくり会議の構成）

第4条 まちづくり会議は、別表に掲げる団体等から推薦された委員で構成する。

（委員及び団体の任期）

第5条 委員の任期は、次の各号の規定による。ただし、いずれの場合にあっても再任を妨げないものとする。

- （1）別表中で団体又は機関に属する委員の場合は、当該職の任期中とする。
- （2）所属する団体から推薦された委員にあつては、その推薦替えまでの間とする。
- （3）同種の団体又は職にある者で、代表として推薦された委員にあつては推薦替えまでの間とする。

2 公民館・学校関係等持ち回りの各種団体にあつては、団体の任期を2年とする。

（役員）

第6条 まちづくり会議に次の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 5名

（役員の職務）

第7条 会長は、まちづくり会議の会務を総括し、まちづくり会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（役員を選出）

第8条 役員は、全体会において委員の互選により選出する。

（役員の任期）

第9条 役員は任期は2年とし、再任を妨げない。

2 役員が任期途中で欠けた場合の補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 10 条 まちづくり会議に次の会議を置く。

(1) 全体会

(2) 役員会

2 前項の全体会の議長には、会長が当たる。

(全体会)

第 11 条 全体会は、委員をもって構成する。ただし、会長が必要と認めた場合は、委員以外の者に出席を求めることができる。

2 全体会は、次の事項を処理する。

(1) まちづくり会議会則を設け、又は改廃すること。

(2) 役員を承認すること。

(3) 専門部会の設置に関すること。

(4) 区民会議への委員の推薦に関すること。

(5) その他会長が必要と認める事項に関すること。

3 全体会は、会長が必要と認めたとき、又は委員の過半数の請求があったとき、会長が召集する。

(役員会)

第 12 条 役員会は、会長、副会長で構成し、次の事項を処理する。

(1) 全体会の運営に関すること。

(2) 全体会から委任された事項に関すること。

(会議の公開)

第 13 条 第 10 条第 1 号の全体会は、傍聴により公開することができる。傍聴について必要な事項は、役員会で定める。

2 全体会の議事の内容については、要点を記載した会議録を作成し、公開することができる。公開について、必要な事項は、役員会で定める。

(事務局)

第 14 条 まちづくり会議の事務局は、大野中まちづくりセンターに置く。

(委任)

第 15 条 本会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この会則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 24 年 6 月 8 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 26 年 1 月 28 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この会則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 3 年 4 月 8 日から施行する。

別表（第4条関係）

名称	委員数
大野中地区自治会連合会 会長	1
大野中地区自治会連合会 副会長	1
大野中地区自治会連合会 副会長	1
大野中地区自治会連合会 副会長	1
大野中公民館 館長	1
大沼公民館 館長	1
大野台公民館 館長	1
大野中地区社会福祉協議会 会長	1
大野中地区民生委員児童委員協議会 会長	1
大野中地区子ども会育成連絡協議会 代表	1
大野中地区青少年指導委員 代表	1
大野中地区スポーツ推進委員 代表	1
大野中地区小学校PTA 代表	1
大野中地区中学校PTA 代表	1
大野中地区健康づくり普及員 代表	1
大野中地区老人クラブ連合会 代表	1
大野中地区ボランティアグループ 代表	1
大野中地区防犯協会 代表	1
大野中地区交通安全母の会 代表	1
大野中地区連合自主防災隊 代表	1
相模原市消防団南方面隊第3分団 代表	1
大野中地区商店会 代表	1
大野中地区企業代表（大野台事業所協議会）	1
大野中地区地域包括支援センター 代表	1

（改正理由）

- 1 南区内他6地区の会則と整合を図るため、第3条のまちづくり会議の役割に「(7) その他 会議の目的達成に必要と認められる事項」を追加するもの。
- 2 別表（第4条関係）の名称について「相模原消防団南方面隊第3分団 代表」から「相模原市消防団南方面隊第3分団 代表」へ名称を修正するもの。

No	推 薦 団 体 名	役職等	氏名	会の役職	4/8	7/1	予備日
1	大野中地区自治会連合会	会長	森 逸雄	会長	A	A	A
2	大野中地区社会福祉協議会	会長	新國 満	副会長	B	B	B
3	大野中公民館	館長	大久保 宗俊	副会長	C	C	C
4	大野中地区商店会 (大野中地区商店連合会)	代表	田村 小次郎	副会長	A	A	A
5	大野中地区民生委員児童委員協議会	会長	堤 道子	副会長	B	B	B
6	大野中地区老人クラブ連合会	会長	臼倉 昭夫	副会長	C	C	C
7	大野中地区自治会連合会	副会長	細谷 剛		A	B	C
8	大野中地区自治会連合会	副会長	川島 光子		C	A	B
9	大野中地区自治会連合会	副会長	大浦 一人司		B	C	A
10	大沼公民館	館長	山梨 薫		B	A	B
11	大野台公民館	館長	高安 祥介		A	B	A
12	大野中地区子ども会育成連絡協議会	代表	大谷 喜一郎		C	B	B
13	大野中地区青少年指導委員 (大野台地区)	代表	新山 静江		A	C	A
14	大野中地区スポーツ推進委員 (大沼地区)	代表	高田 祥次		B	C	B
15	大野中地区小学校PTA (若松小学校PTA)	代表	佐藤 洋栄		C	A	C
16	大野中地区中学校PTA (鵜野森中学校PTA)	代表	岡 美樹		A	B	B
17	大野中地区健康づくり普及員 (大野台地区)	代表	岡田 美智子		A	C	C
18	大野中地区ボランティアグループ (ボランティアおおのなか)	代表	山下 巖		C	C	A
19	大野中地区防犯協会	代表	成嶋 淳介		C	B	A
20	大野中地区交通安全母の会	代表	細金 昭子		B	B	A
21	大野中地区連合自主防災隊	代表	稲毛 一利		B	C	C
22	相模原市消防団南方面隊第3分団	代表	義澤 彰		A	A	B
23	大野中地区企業(大野台事業所協議会) (株式会社シノテスト)	代表	喜村 卓也		C	A	C
24	大野中地区地域包括支援センター (大野中高齢者支援センター)	代表	家田 未来子		B	A	C

課題事項に係る意見シートまとめ

「行政へ確認したい事項」や「地域と行政で情報共有が必要な事項」を抽出する。

__旧東清掃事業所跡地などの活用

○解体に向けた市の具体的なスケジュールを確認したい。

また、その際に課題・障害となるものがあるか否か確認したい。

○解体後の跡地利用の具体的な考えを有しているか否か。また、周辺のプールや野球場、駐車場や市営斎場との一体的再整備の考えがあるのか確認したい。

○土壌調査終了後の解体に向けた計画について確認したい。

○利用計画はコミュニティの場となる多目的施設や子どもたちから高齢者まで体を動かせるスポーツ施設等を考えたいが、位置が町田寄りで地域全体からは片寄っているのでコミュニティバス等を考えるとともに、古淵駅周辺と一体化で考えて欲しい。

○旧東清掃事業所の解体及び跡地の利用に関する市の考え方及び今後のタイムスケジュールについて確認したい。

○銀河アリーナが廃止になるため、スポーツ施設はぜひ整備していただきたい。

○跡地を公園・災害時避難場所などの公共の場として活用するのか、民間に売却して宅地等として活用されるのか、市としての考えや計画を確認したい。また、その検討状況を定期的あるいは決定の前に、市民、住民にも説明していただきたい。

○是非、公共の施設をお願いしたい。

○跡地の解体に向けた、現在の進捗状況を確認したい。

○解体に係る具体的な課題があるならば、地域と行政で情報共有が必要であると思う。

○以前より行っている要望書の基本的な考えや要望書に沿って進めて行っていただきたいと思う。

付け加えると近隣住民への配慮を考えると大きな音を出しても問題がないよう遮音にはお金をかけたほうが今後を考えると良いと思う。

○地元で行っている、相模原よさこいRANBU！や他の地区でのお祭りなどに参加している団体などが、より遅くまで練習できる施設になると地域が活性化してより良くなると思う。

○消防団の意見としては、要望の中に地域の防災・災害対策とあるので広域避難所及び備蓄倉庫が備わっていると助かる。さらにその防災スペースに消防の訓練所を作ってみてはいかがか。

下溝に訓練施設はあるが水はけが悪く悪天候時には使用が困難である。

市民が使うスペースの脇に消防の訓練所をつくり、訓練を市民が見ることで市民の安心感が生まれると思う。

○旧東清掃事業所跡地の解体に向けた今後の動きを確認したい。

__道路網の整備

○市道淵野辺中和田線については、交通量も多く、車道と歩道の区分もない区間があり、危険な道路となっている。また、市道大沼通も狭隘で歩道部分が狭く危険な道路である。市として、これら大野中地区の幹線道路を改善する考えはあるのか確認したい。

○大野中地区の他の道路についても、狭隘な道路が多く、自転車や歩行に危険を伴う道路が多いことから、改善を要すると思われるが市としてどのように考えているのか確認したい。

○平成 30 年に渋滞地域の市道の整備計画に関し、要望の強い所、事故が多い所等から見直してゆくと発言があったが、その後の道路整備方針・計画について確認したい。

○市の道路整備の基本方針について確認したい。

○今後の道路網整備計画について確認したい。

○大野中地区には歩道が整備されていない道路が多くあるが、歩行者の安全確保、歩道整備計画等について確認したい。

○渋滞などの交通事情や道路が狭い、迂回しないとイケない等の道路配置の課題を定期的に行政へ伝える場を作ってはどうか。

○住宅地の造成等により道路の便、不便も年々変化していくので、それを定期的に行政と住民と一緒に実地調査する仕組みを作ってはどうか。

○大野台 4 丁目は、買い物に自転車が必要である。なお、高齢者の方は徒歩での買い物は遠く不便で苦労をしている。このような中、他の地区はどうなのか知りたい。

○道路環境はすぐには変えられないと思う。全国的に見ても道路環境の整備が課題になっている自治体は多いと思うので、いろいろなところの成功例を探してみると良いと思う。なお、狭い道路で、わざと歩道を幅広く色を付け車道を狭くして車の速度を落とさせることに成功した事例があると以前聞いたことがある。すべてが当てはまることは無いが参考になる事例があると思う。

グループ討議用シート【4/8実施】

抽出した意見を参考に「行政と情報共有が必要なこと」や「地域としてどのようにしたいのか」など、現実的な視点から具体的に的を絞りながら整理する。

(グループ)

課題事項	『旧東清掃事業所跡地などの活用及び道路網の整備について』
	<p>旧東清掃事業所跡地などの活用</p> <p>近い将来（〇〇年以内）に向けて、現実的にどのようにしたいのかを考える。</p>
討議事項	<p>道路網の整備</p> <p>具体的な場所をどのようにしたら何が良くなるのかなどを考える。</p>

令和2年度 大野中地区まちづくりを考える懇談会結果報告

- 1 日 時 令和2年11月5日(木)午後7時から午後8時34分まで
- 2 場 所 大野中公民館大会議室
- 3 市側出席者 本村市長、下仲副市長、菅谷南区長、石井市長公室理事、阿部南区副区長、渡邊市民局長
- 4 出席委員等 22人
- 5 傍聴者 4人
- 6 懇談会の要旨

テ ー マ	大野中地区の防犯について
概要	<p>大野中地区まちづくり会議では、相模原市の次期総合計画及び都市計画マスタープランの策定に向けた地区のまちづくりについて、現況把握を行うとともに課題や対応方策についての意見交換を行い、「大野中地区まちづくり会議報告書(平成30年10月)」を作成しました。その報告書の「安全・安心」に係る分野については、大野中地区の重点分野として取り組みを検討しています。</p> <p>このようなことから、「大野中地区の防犯について」をテーマとしてグループ討議を重ね、今後地域で取り組むべき課題として、「 人員の高齢化や担い手不足」、「 地域の見守り体制」、「 防犯環境の整備」の3つに分類し、「地域でできること」、「地域と行政が協働でできること」とは何かという視点で、「グループ討議まとめ」を作成しました。この1年間の議論の成果をもとに、現状や課題に対し、地域支援のあり方や解決に向けた方策など、市の考えや取り組み状況を踏まえながら次の主な項目について懇談を進めたい。</p> <p>【主な項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 『高齢化に伴う地域活動の担い手不足への対策』 『こども110番の家事業に係る地域と学校との関わり』 『公民館などの公共施設への防犯カメラ付き自動販売機などの設置の検討』 『相模原南警察署移転に伴う大野中地区の交番の充実』
地区の取組状況等	<p>現在、大野中地区では、身近な犯罪を抑止し、犯罪が起こりにくい環境をつくるため、「小学校を中心とした登下校時の子ども安全見守り活動」、「青色防犯パトロール」、「こども110番の家」、「防犯灯の設置」、「防犯カメラの設置」など、地域で防犯に係る取り組みを行っています。</p> <p>大野中地区まちづくり会議では、取り組みについて現状を把握しながら、地域の課題を抽出するとともに、課題に対する地域の取り組みとして「グループ討議まとめ」を作成しました。</p> <p>地域での取り組みにおいては、新型コロナウイルス感染拡大を防止するための「新しい生活様式」を視野に入れながら「無理のない継続可能な防犯への取り組み」が大事であることを大野中地区まちづくり会議の委員で共通認識を図るとともに、各団体へ持ち帰り情報共有しつつ防犯意識を高めていくことで、地域の防犯対策の一助になると考えています。</p>
市の取組状況等	<p>多くの自治会において、加入率の低下や高齢化、活動の担い手不足、若い世代の未加入などの状況があると承知している。</p>

	<p>マイナンバーカードを活用した「地域活動ポイント制度」を開始し、公益性の高い防犯や防災活動の中心的な担い手の方にポイントの付与を行っている。また、若い世代のボランティア意識の醸成を目的として、大学と連携し地域貢献活動を自主的に行った学生及び学生のグループに市から認定証を贈呈する「地域活動・市民活動ボランティア認定制度」も実施している。</p> <p>次に、「こども110番の家事業」に係る地域と学校との関わりについては、相模原市安全・安心まちづくり推進協議会、各区安全・安心まちづくり推進協議会による地域ぐるみの防犯活動として、子どもを狙った痴漢やつきまとい行為などの犯罪を未然に防ぐために、子どもたちが不審者などから緊急に避難できる場所として一般家庭や商店・事業所等の協力により、こども110番の家を設置しており、令和2年4月現在で、3,853箇所登録をいただいている。また、各学校を通じて新入生にチラシ・クリアファイルの配布や特別活動の時間、防災訓練の際などに「こども110番の家事業」の説明を子どもや保護者の方に行っている。引き続き、事業の働きかけを行い、地域の皆さまや警察、関係機関と連携して情報提供等に取り組んでいく。</p> <p>次に、防犯カメラ付き自動販売機については、飲料メーカーなどの民間事業者が、「防犯カメラ付き自動販売機」の設置の取組を進めていることは市としても承知をしている。現在、県や民間事業者が周知・啓発に取り組んでおり、本市といたしましても、こうした取組は地域防犯力の向上に寄与する制度であると考えており、普及・啓発等について、研究し検討しているところである。</p> <p>また、防犯カメラは、平成28年度から神奈川県と本市との協調により、カメラの設置費用の一部を補助し、地域の防犯活動を支援している。令和元年度までの4年間で55団体に対し、154台の補助を実施してきている。県の補助制度が令和4年度までとなっているため、制度継続の要望を県へ行っているところである。</p> <p>次に、「大野中地区の交番の充実」については、市では、神奈川県及び県警本部に対し相模原南警察署の高相合同庁舎への早期移転や、市内への交番増設について毎年要望を行っているところである。県議会では、移転後の相模原南警察署の跡地について、県や市による公的な利活用を検討し、それが行われない場合は売却するという見解が示されている。各地域等からの交番設置についての要望を踏まえ、市としても県警本部に対し交番の効果的な設置及び再編を進めることを引き続き要望していく。(市民局)</p>
--	--

懇談内容	
地区の発言	<p>人員の高齢化や担い手不足への対策について、防犯パトロールを一例として説明させていただきたい。地域では相模原南警察署と連携を図りながら防犯活動に係る地域の担い手となる人材の確保や育成を行っているところですが、人員の固定化や高齢化が進んでいると感じている。今後は防犯にとどまらず様々な分野で地域活動の担い手が不足する可能性が大いにありと危惧している。更なる高齢化の進行に伴い、地域活動の担い手不足については、行政も課題として把握していると思うが、課題に対する行政の対策や地域支援など、今後の取組について情報の共有を図りたい。</p>

<p>地区の発言</p>	<p>次に、「こども110番の家事業」に係る地域と学校との関わりについて、10月1日現在で、南区内には1,308軒、大野中地区には322軒ある中、幸いにも危険を回避する駆け込みの事例はないと聞いているが、実際に危険があった場合に子どもたちがこども110番の家の場所を把握しているか、知らない家に突然飛び込めるかなど疑問に思う点もある。このような中、本当に被害にあっていないのかなど、家庭や学校が逐一ヒアリングを行い、その情報を関係者間で共有する必要があると思う。なお、このような課題に対し協力者の方々と子どもたちが学校の行事や子ども会の行事で交流を図り、顔見知りになることが大事であると考え。近年においては協力者が減少傾向にあると聞いており、必要な場所に網羅されているのか定かではないことに加え、まちづくり会議内の協力者の声として「今まで活用されたことがなく形骸化しつつあると感じている。」「地域自治会と学校との関わりが不足していると感じている。」「在宅している時間帯や商店などの営業時間帯と下校時間が合わないことが多々ある。」「学校が協力者のことを把握していないように感じている。」など様々な意見があり、協力者と学校、地域自治会などの関係者間で情報の共有やコミュニケーションが不足していると感じている。また、学校の学区については、他地区にまたがる場合もあり、地域自治会と学校間に加え他地区の地域自治会との連携も必要である。このような公益的連携に関しては行政のサポートが必要になる。</p> <p>このような中、こども110番の家を有効活用するためには、地域自治会、学校、市担当部局、PTA、子ども会、警察などの関係者間で情報を共有し、それぞれの立場でできることを持ち寄り、連携しながら課題解決に向けた取り組みが重要である。例えば取り組みの一つとして、行政が把握している子どもに係る事件、犯罪の発生状況や件数などの情報について、広報紙や地域情報紙を活用し定期的に地域へ提供するなど地域と行政が情報を共有するような仕組みがあれば、地域で起こる身近な犯罪に対する意識の向上が図られ、地域の見守り体制の強化に繋がると考えた。</p>
<p>市の発言</p>	<p>若い世代にボランティア活動を担っていただくために、「地域活動・市民活動ボランティア認定制度」を設けており、一定以上の地域貢献活動を自主的に行った学生に対して認定証を贈呈している。令和元年度は9大学、51名、3団体に贈呈をした。また、教育委員会から伺った話では10年以上活動を継続している学校の安全見守り隊には表彰制度を設けており、広報さがみはらへの活動の掲載や、情報交換会の開催など、担い手不足への課題解決に取り組んでいる。市民局においても「第2次相模原市市民協働推進基本計画」で表彰制度の創設や、多様な主体が連携した活動の情報を収集し「協働ニュース」として発信を行っていく。各地域でも負担軽減に工夫をしていただいているため、今後も協力をして活動の活性化に取り組んでいきたい。(市民局)</p> <p>南区では、区民会議において若者を取り入れるためにはどうしたらよいかをテーマに話し合い、「まちづくりのトリセツ」を作成した。また、区民会議の第5期のテーマを「世代間交流促進のための仕組みづくり」とし、アンケート調査を行った。その中で、「どのような地域活動があるか興味を持つようなPRが必要ではないか」「今は活動できないけど将来の活動のためにスポット的に運営を手伝える環境づくり」「ITなどを活用して気軽に参加できる環境づくり」「子どもと一緒に</p>

	<p>家族で参加するような体制づくり」などのアンケート結果が出たため、結果を基に今後も具体的に話し合い、地域の方に示していきたい。（南区役所）</p> <p>次に、「こども 110 番の家事業」に係る地域と学校との関わりについてですが、学校との関わりということで本来であれば教育委員会から回答をすべきところですが、本日、教育委員会定例会議が開催されるため、出席ができず大変申し訳ありません。教育委員会からは、日ごろから地域の皆さまには各学校の活動や、子どもたちの見守りに大変なご協力をいただいていることを心より感謝申し上げるということと言付かってきた。市としても、児童・生徒が安心して通学できる環境を整えられるように教育委員会や学校にお願いをしているところである。今後、区役所と連携し「こども 110 番の家通信」のようなものを作成し、協力者の方や地域の皆様に情報発信していきたいと考えている。（市民局）</p> <p>本市は約 33 万世帯、72 万人がおり、自治会加入率 51.24% で、それに対して大野中地区は約 2 万 7 千世帯、6 万 3 千人がおり、自治会加入率 64.24% となっている。全市的な自治会加入率から約 13% 上回っていること、また、その取組について感心している。20 政令市ある中 18 市が自治会加入率をカウントしており、本市の加入率が令和元年度は 17 番目、令和 2 年度は 18 番目となった。大野中地区の人口に対して 64.24% の加入率だと、考え方によっては多くの担い手がいるのではないかと。フェイス to フェイスで地域の顔が見える環境を作っていく、シビックプライドの醸成を図っていただきたい。大野中地区にはその可能性が高く、期待をしている。また、「こども 110 番の家事業」について、形骸化していることはご指摘のとおりだと思っている。制度だけ作って中身がないのでは意味がないため、ご指摘いただいたことに感謝している。市としても、「こども 110 番の家事業」について、実態を踏まえ、更なる充実を図るため、必要な見直し等を行い、全ての家で協力していただけるような体制づくりをしていきたい。（市長）</p>
<p>地区の発言</p>	<p>公民館などの公共施設への防犯カメラ付き自動販売機などの設置の検討について、地域で設置している防犯カメラに加え、地域にある自動販売機が、防犯カメラ付き自動販売機であれば犯罪抑止に効果的であると考えている。また、公共施設、公共スペースなどにも防犯カメラ付き自動販売機を設置することや市が使用する公用車へドライブレコーダーを搭載することができれば、地域防犯の役割を兼ねるとともに犯罪抑止に繋がると考えられる。例えば、地域住民の利用機会が多い公民館などに設置してある自動販売機について、防犯カメラ付き自動販売機に変更するとともに、地域へ周知することにより利用者の安全・安心に加え地域住民の防犯に対する意識の向上が図られると考えられる。このように、地域と行政が連携し防犯カメラの円滑な設置を促進することができれば、さらに防犯カメラが普及し防犯体制の強化に繋がると考えられる。</p>
<p>市の発言</p>	<p>市が公民館等の公共施設へ「防犯カメラ付き自動販売機」を設置することは、地域防犯力の向上に寄与すると考える。若沼自治会では若沼ふれあい広場と若沼自治会館に「防犯カメラ付き自動販売機」を設置していると伺っている。県においても、飲料メーカー等の民間事業者による「防犯カメラ付き自動販売機」の設置について、企業、自治会のマッチングを行うなど地域の防犯力を高める取組を促進しており、本市としてもこうした取組を後押しできるような仕組みについて研究してまいりたい。また、ドライブレコーダーについては、市が保有している</p>

	<p>公用車の約4割、400台に搭載をしており、今後も増設をしていく方針である。今後は、防犯カメラの代用としてドライブレコーダーの活用の有効性などを検討していきたい。(市民局)</p>
<p>地区の発言</p>	<p>相模原南警察署移転に伴う大野中地区の交番の充実について、神奈川県警の交番等整備基本計画で今後10年間に県内の交番が約15%削られることになっている。また、新設を要望する地区の対応については、交番の数は増やさず近隣の交番を移転する計画になっている。大野台地域の住民は1万8千人を超えかなり大きな地域となっており、車上荒らし、痴漢、窃盗などの犯罪が多く発生していることから、防犯対策を強く望んでいる。約25年前から自治会を中心に交番の要望や設置場所の提案が出されたことがある。最近地域では相模原南警察署移転の話が伝わり、以前に増して交番設置を要望する声が多くなった。南区には13か所の交番がある中、例えば小田急相模原駅周辺にはかなり近いエリア内に2つの交番が設置されていることから、交番等整備基本計画を踏まえ現在の地域の特性を見直していただくことで、そのうちの1つを大野台地域へ移転できる可能性が高いと思っている。このような交番新設の要望や活動は、行政と地域が情報を共有して連携していくことが必要であると考え、行政の考えを伺いたい。</p>
<p>市の発言</p>	<p>国・県の立場から一般論として説明すると、一つの交番を設置するのにかなりの人員が必要となり、配置できる警察官の数によって設置が左右される。公助の交番だけではなく、共助として地域の皆さまが安全・安心なまちづくりの推進のために防犯パトロールや防犯カメラの設置などご尽力いただいていることに感謝申し上げます。また、市・地域の立場から説明すると、交番設置が難しい中で実現していくためには、地域と行政が一体となって強力な取組を行う必要がある。大野台地区を含めて各自治会からの交番設置の要望を踏まえ、毎年、神奈川県及び県警本部に要望を行っている。大野中地区については、相模原南警察署の高相合同庁舎敷地への移転の動きもあることから地域の特性や特殊事情を考慮し、地域防犯力の低下を招かないように相模原南警察署の利活用、交番設置等の警察機能の充実について地域と行政が連携して県及び県警本部に強く要望を行うことが必要であると考え。(副市長)</p> <p>公民館などの公共施設の防犯カメラ付き自動販売機の設置については、新たに勉強させていただいたが、一度若沼自治会の取組の様子を伺いたい。自動販売機を設置するのであれば、カメラ機能を付加するなど犯罪抑止を含めた形をとれるよう研究していきたい。イギリスが防犯カメラ設置大国となっており、地域ごとに声かけ、ネイバーフッド・ウォッチを積極的に行っている。声をかけることによって、見られているという意識になり、犯罪抑止の効果があるので、人間関係が希薄になっている中ではあるが、見知らぬ人への声かけも行っていただきたい。</p> <p>ドライブレコーダーについては、救急車・消防車・ごみ収集車など、日ごろ活動している公用車にも積極的に導入しなければならないと考えている。</p> <p>交番等整備基本計画については、先ほどお話のあったとおり、県警の方針は約70箇所削減、また、スクラップアンドビルドという形で整備を行っている。相模原南警察署が大野南地区に移転する方向が示されているため、地域の特殊事情が他の地域と異なることから、地域の安全・安心のために大野中地区に交番が設</p>

	置できるよう市としても支援していきたい。(市長)
地区の発言	子どもの見守りに関連し、学校の登下校の見守り隊について、学校によって人数に差が生じていると感じている。このような中、通勤途中に弥栄小学校の見守り隊を見かけるが、人数が多く学校の先生の手が届かない部分で活動しており、非常にありがたいと思いながら見ている。
市の発言	情報交換会を開催し、募集方法などを共有している。教育委員会にも情報共有をし、さらに充実できるように検討していきたい。(市民局) 担い手不足の課題にも関係するため、弥栄小学校の人員の集め方などを参考に、教育委員会と連携をして地域の事情を踏まえた上で全市に広げていきたい。 (市長)
地区の発言	4つの課題の中で、一番大きいと感じるのは相模原南警察署が相模大野に移転してしまい、防犯上、警察の大きな屋台骨がなくなり、地域にとって大変痛手になってしまうことである。移転に関して反対はしませんので、先ほど市長からお話がありましたが、大野中地区の防犯については、市としても協力をしていただきたい。

市長の感想等	<p>本日は、4点に関して皆さまからご提言やご質問をいただき、勉強させていただいた。特にこども110番や防犯カメラ付き自動販売機については勉強不足な点があったため改めて勉強していきたい。財政難ではあるが、やるべきことをやり、次の世代に確かなタスキを繋いでいくことが私たちの責任であると感じている。皆さまには、地域活動や自治会加入促進に率先して参加していただき、顔が見える関係をしっかり作っていただきたいと思っている。私自身もコロナ禍ではあるが、地域活動にしっかり対応していきたい。</p> <p>また、庁内分権として、今年度は有害鳥獣対策にかかる権限や財源を緑区長に移管し、観光施策にかかるイベント等についても各区に移管をしている。令和3年度も少しずつではあるが、できることから区長に権限・財源を移管しながら、各区の特色を、区長を先頭に皆さんと一緒にまちづくりを進めていきたい。</p>
--------	---

警察署	要望地区	R4 要望	特記事項（用地確保、地域意向等）
相模原南警察署	鵜野森周辺	優先 継続 見送り	
	大野台	優先 継続 見送り	<p>・令和2年度大野中地区まちづくりを考える懇談会で地区社会福祉協議会会長(大野台第一自治会長)より、「大野台地域の住民は1万8千人を超えかなり大きな地域となっており、車上荒らし、痴漢、窃盗などの犯罪が多く発生していることから、防犯対策を強く望んでいる。約25年前から自治会を中心に交番の要望や設置場所の提案が出されたことがある。最近地域では相模原南警察署移転の話が伝わり、以前に増して交番設置を要望する声が多くなった。」との発言があった。それを受け、副市長から「大野中地区については、相模原南警察署の高相合同庁舎敷地への移転の動きもあることから地域の特性や特殊事情を考慮し、地域防犯力の低下を招かないように相模原南警察署の利活用、交番設置等の警察機能の充実について地域と行政が連携して県及び県警本部に強く要望を行うことが必要である」との発言があり、また、市長からも「地域の特殊事情が他の地域と異なることから、地域の安全・安心のために大野中地区に交番が設置できるよう市としても支援していきたい。」との発言があったもの。</p>

No	推 薦 団 体 名	役職等	氏名	会の役職	備考
1	大野中地区自治会連合会	会長	森 逸雄	会長	
2	大野中地区社会福祉協議会	会長	新國 満	副会長	
3	大野中公民館	館長	大久保 宗俊	副会長	
4	大野中地区商店会 (大野中地区商店連合会)	代表	田村 小次郎	副会長	
5	大野中地区民生委員児童委員協議会	会長	堤 道子	副会長	
6	大野中地区老人クラブ連合会	会長	臼倉 昭夫	副会長	
7	大野中地区自治会連合会	副会長	細谷 剛		
8	大野中地区自治会連合会	副会長	川島 光子		
9	大野中地区自治会連合会	副会長	大浦 一人司		
10	大沼公民館	館長	山梨 薫		
11	大野台公民館	館長	高安 祥介		
12	大野中地区子ども会育成連絡協議会	代表	大谷 喜一郎		
13	大野中地区青少年指導委員 (大野台地区)	代表	新山 静江		
14	大野中地区スポーツ推進委員 (大沼地区)	代表	高田 祥次		
15	大野中地区小学校PTA (若松小学校PTA)	代表	佐藤 洋栄		
16	大野中地区中学校PTA (鵜野森中学校PTA)	代表	岡 美樹		
17	大野中地区健康づくり普及員 (大野台地区)	代表	岡田 美智子		
18	大野中地区ボランティアグループ (ボランティアーおおのなか)	代表	山下 巖		
19	大野中地区防犯協会	代表	成嶋 淳介		
20	大野中地区交通安全母の会	代表	細金 昭子		
21	大野中地区連合自主防災隊	代表	稲毛 一利		
22	相模原市消防団南方面隊第3分団	代表	義澤 彰		
23	大野中地区企業(大野台事業所協議会) (株式会社シノテスト)	代表	喜村 卓也		
24	大野中地区地域包括支援センター (大野中高齢者支援センター)	代表	家田 未来子		